

宮崎県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

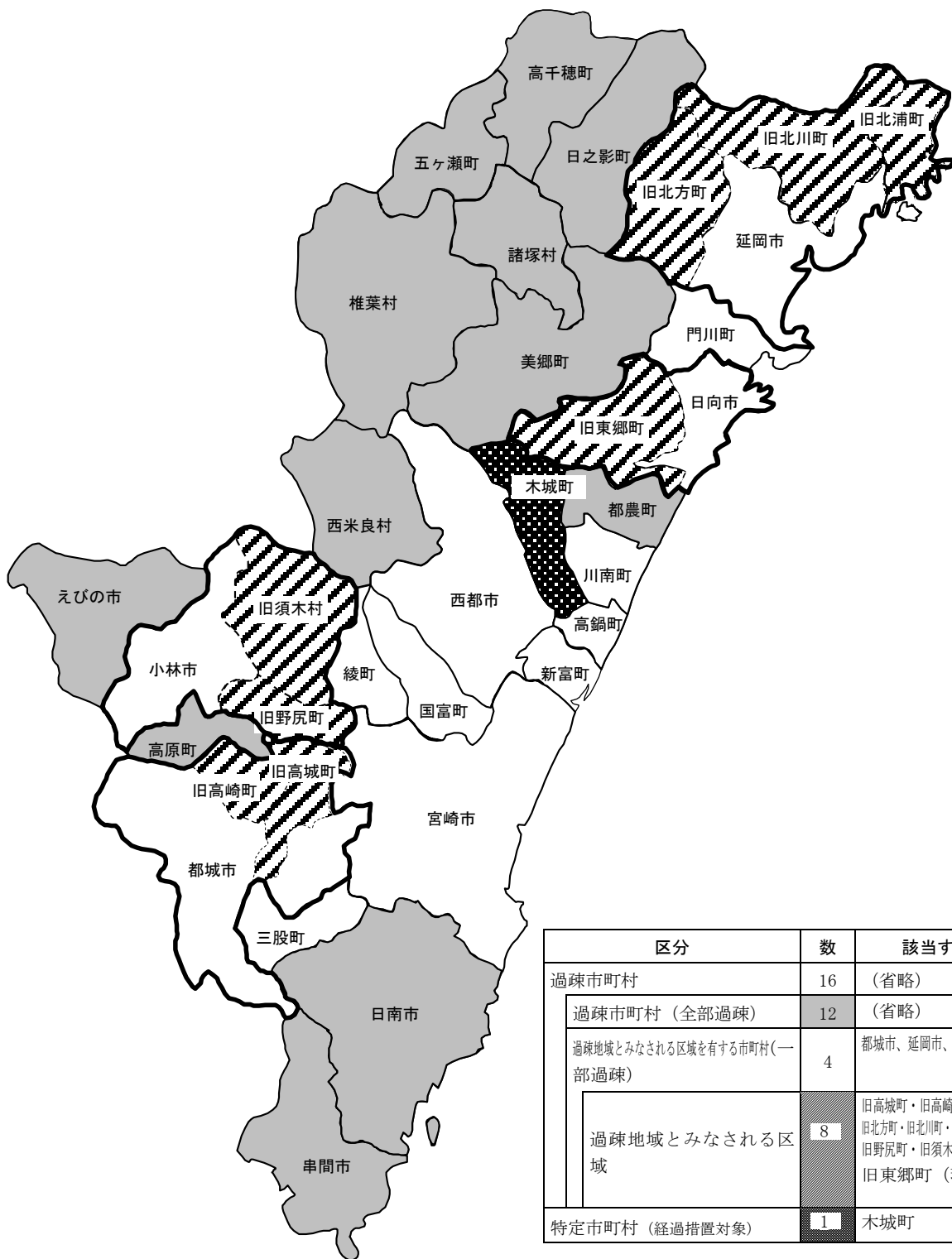
令和3年10月
宮崎県

目 次

1	基本的な事項	1
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保	5
3	産業の振興	7
4	地域における情報化	13
5	交通施設の整備、交通手段の確保	14
6	生活環境の整備	18
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	21
8	医療の確保	22
9	教育の振興	23
10	集落の整備	24
11	地域文化の振興等	25
12	再生可能エネルギーの利用の推進	27

【県内過疎関係 17 市町村】

過疎地域とみなされる区域を有する市町村及び特定市町村を含む。



区分	数	該当する市町村
過疎市町村	16	(省略)
過疎市町村 (全部過疎)	12	(省略)
過疎地域とみなされる区域を有する市町村(一部過疎)	4	都城市、延岡市、小林市、日向市
過疎地域とみなされる区域	8	旧高城町・旧高崎町 (現都城市) 旧北方町・旧北川町・旧北浦町 (現延岡市) 旧野尻町・旧須木村 (現小林市) 旧東郷町 (現日向市)
特定市町村 (経過措置対象)	1	木城町

1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針

本県の過疎地域の振興については、昭和45年制定の「過疎地域対策緊急措置法」、昭和55年制定の「過疎地域振興特別措置法」、平成2年制定の「過疎地域活性化特別措置法」及び平成12年制定の「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、市町村等との連携のもと、約1兆5,323億円（昭45～令和2）を投資し、道路交通網、産業基盤、生活環境等の社会資本の整備に努めてきた。

この結果、道路をはじめとする各種公共施設の整備水準については、非過疎地域との格差は依然としてあるものの、相当の成果を上げてきた。

近年、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民への安らぎや教育の提供の場として、県民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有するなど、その重要性が増してきている。過疎対策の推進にあたっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について、県民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を県民全体の課題として考え、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

このため、今後の過疎対策については、令和3年制定の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、これらの諸情勢や、宮崎県過疎地域持続的発展方針、宮崎県総合計画及び宮崎県中山間地域振興計画等を踏まえ、過疎地域において将来にわたって安心して住み続けられるよう、「ひと」、「くらし」、「なりわい」の維持・確保に取り組みながら、創意工夫により地域が一体となって、長年にわたって築いてきた固有の文化や歴史を引き継いでいけることを目指し、過疎地域市町村と連携を図りながら、次の体系により持続的発展を推進していくものとする。

① 「ひと」

日本全体で人口減少が進む中、本県の過疎地域においても一定の減少は避けられない状況にあるが、少子高齢化の進行を少しでも低減するために、若者の県外流出を抑制し、U I J ターン希望者を本県に呼び込むとともに、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組む。

また、交流人口の拡大や外部「人財」の活用、様々な形で地域に関わる「関係人口」の創出等を通じた地域活性化の取組を推進する。

ア 戦略的な移住・定住の促進

住まいや雇用といったU I J ターン希望者のニーズを的確に捉えた移住の促進を図るとともに、移住後の着実な定住に向けた取組を支援する。

イ 地域を担う次世代の育成

地域特性を生かした魅力ある子育て・教育環境の充実に取り組むとともに、ふるさとに対する愛着を育む取組や、県内で働くことの魅力を発信し、若者が定着しやすい環境づくりを推進する。

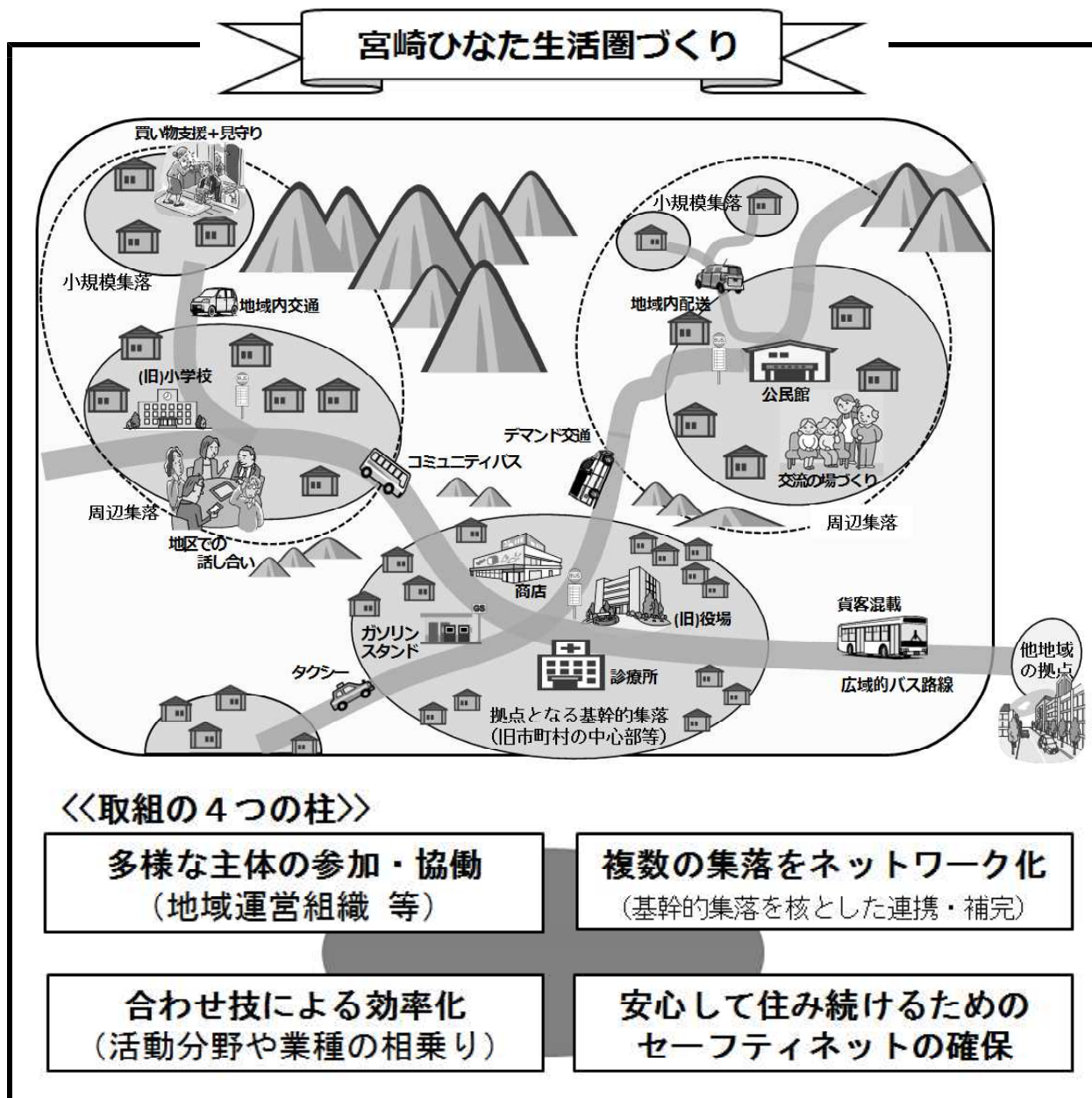
ウ 外部「人財」の活力の取り込み

域外との交流人口の拡大や、地域活動のボランティア、特産品の定期購入など、さまざまな形で地元を応援してくれる「人財」の獲得・活用を促進する。

② 「くらし」

日常生活に必要なサービスや機能を維持していくため、地域住民や企業、NPOなど、多様な主体がそれぞれの役割の中で連携・協働しながら、複数の集落を交通・物流のネットワークで結ぶことで圏域全体の生活を守る仕組みづくりや、住み慣れた地域に将来にわたって安心して住み続けるためのセーフティネットの確保に取り組む必要がある。

このため、地域や市町村等と連携しながら、「宮崎ひなた生活圏づくり」を進めていく。



- ※ 基幹的集落：小売、金融、燃料供給、介護サービス等、日常生活に必要な機能やサービスが集積し、圏域内の複数の集落同士、あるいは圏域の外との結節点となる集落。
- ※ 周辺集落：基幹的集落の周辺にあり、小学校区程度の区域を単位として、自治会や公民館等による地域活動が行われている集落。
- ※ 小規模集落：周辺集落の中で、地形的に末端にあり、世帯数の減少や高齢化の状況が著しい集落。

ア 住民の内発的議論・多様な主体の参加と協働の促進

地域住民自らによる将来人口の見通しや地域課題を踏まえた話し合い、課題解決に向けた地域の取組事項（地域計画）の策定、地域運営組織の形成等を市町村とともに支援する。

イ 基幹的集落への機能集約と生活圏内のネットワーク化

基幹的集落、周辺集落、小規模集落（※）など、それぞれの現状を踏まえつつ、基幹的集落において買い物や移動、医療・介護などの日常生活に必要な機能・サービスを確保していくとともに、周辺集落・小規模集落との間をコミュニティバスやデマンド交通といった地域内交通等で結ぶことで、集落同士が相互に連携・補完し合いながら、生活圏全体を守るネットワーク化を図る。

ウ 「合わせ技」による効率化

例えば、乗客と宅配便をコミュニティバスで同時に運んだり、買い物支援と農産物の庭先集荷を一度に行うといったように、分野や業種の違いを超えてつなぎあわせることにより、限られた人手や設備などの資源で小規模かつ多様なニーズに応える取組を促進する。

エ 暮らしを守るセーフティネットの確保

安全・安心な暮らしを確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図る。

また、特に山間部の交通アクセスの悪い地域においては、今後、このようなサービスを十分に受けることが困難になることも想定されることから、生活圏内の基幹的集落で必要な支援・サービスを受けながら生活続けることができる受け皿づくりを進める市町村を支援する。

③ 「なりわい」

産業を支える担い手の確保や稼ぐ力の向上を図るとともに、豊かな自然や歴史、伝統文化などの地域資源、時代の変化に応じた新たな経営・就業形態や技術等を最大限に組み合わせることにより、過疎地域の「なりわい」を守り、次の世代に引き継いでいくことができる環境づくりに取り組む。

ア 農林水産業に就業しやすい環境づくり

過疎地域の主要産業である農林水産業の担い手を確保していくため、就業しやすい環境づくりに取り組む市町村を支援する。

イ 地域資源や新技術等を生かした稼ぐ力の向上

優れた景観や農村文化、食など、地域資源の更なる有効活用により地域の活性化を図る。また、近年、実用化が進む新しい技術や手法の導入により作業の効率化や省力化を図る取組を促進する。

ウ 里地里山の保全と集落活動の維持・活性化

農地や森林、集落の伝統文化等、先人から受け継がれてきた「なりわい」を守り、次の世代へ継承する取組を推進する。

(2) 目標

① 目指す将来像

人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、「ひと」「くらし」「なりわい」の維持・確保に取り組みながら、創意工夫により地域が一体となって、長年にわたって築いてきた固有の文化や歴史を引き継いでいける過疎地域。

② 人口に関する目標

	現況値	目標値
県外から本県過疎地域への移住者数（累計）	1,161人 (平成28年度～令和2年度)	1,400人 (令和3年度～令和7年度)

※ 県や市町村など、行政の施策による支援を受けて、県外から全部過疎地域（特定市町村含む）の13市町村に移住した者の累計。

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

過疎対策関連事業の実績等に関する調査を毎年度実施するほか、市町村や地域住民の代表者等との協議の場（中山間地域振興協議会等）において、過疎対策の取組状況についての意見交換・検証等を実施する。

(4) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするが、上記（3）を踏まえ、必要に応じて計画期間内においても計画の見直しを行うものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保

過疎地域における人口の社会減対策の一つとして、移住・定住の促進を図るとともに、交流人口の拡大や外部人材の活用、様々な形で地域に関わる関係人口の創出等を通じて地域間交流の促進を図り、地域活性化の取組を推進する。

また、急速な人口減少・少子高齢化の進行により、産業、医療、福祉、集落活動など、各分野で人材の確保が困難となっている状況に対応するため、教育、産業担い手対策、地域づくりなど、多様な観点から施策を講じることにより、地域を支える人材の育成・確保を図る。

(1) 移住・定住

事業名	事業内容
1 移住・定住促進関連事業	本格的な人口減少社会を迎える中、人口減少対策の柱の一つとして都市部から本県への移住・定住を促進し、地域の担い手確保や活力維持・増進を図るため、移住希望者からの相談等への対応や、本県の住みやすさ・魅力などの情報発信、受入体制のさらなる強化、関係人口の創出・拡大に取り組む。
2 福祉人材U I Jターン強化事業	本県への移住・U I Jターン希望者に対し、福祉の仕事内容や資格取得のための支援制度、本県ならではの働きやすさ、やりがい等をPRすることで、県内の福祉現場への就業促進を図る。

(2) 人材育成・確保

事業名	事業内容
1 中山間地域人財育成環境整備モデル事業	中山間地域における人材の確保・育成のため、中山間地域と都市部の事業者間で人材育成を目的とした相互人材交流による研修環境整備を支援する。
2 山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業	特用林産業への新規就業希望者に対し、技術習得のための研修期間に就業準備給付金を給付するとともに、研修終了後に就業した者に経営開始給付金を給付することにより、山村地域を支える担い手の育成・確保を図る。 <補助率> 県 2/3
3 新規備長炭生産者等育成対策事業	新規備長炭生産者等に対する備長炭用原木の伐採・搬出技術研修に要する経費の支援 <補助率> 県 定額
4 林業担い手総合対策基金事業	「宮崎県林業担い手対策基金」を活用して、育英資金の貸与等の「人づくり」や、経営基盤強化を図る事業者の取組支援等の「基盤づくり」、社会保険や林業退職金共済制度等の掛金助成等の「就労環境づくり」を推進する等、林業担い手の確保・育成対策を総合的に実施する。 ※一般の市町村を含む。

①	林業後継者育英資金貸与事業	<補助率>	定額
②	新規参入者確保相談・指導事業		
③	森林の仕事就業定着促進事業	<補助率>	定額
④	就労環境対策事業	<補助率>	定額
⑤	林業担い手確保対策事業		
⑥	ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業	<補助率>	定額
⑦	労働安全確保対策事業	<補助率>	定額
⑧	安全・安心な林業労働対策推進事業	<補助率>	定額

3 産業の振興

過疎地域の持続的発展を図り、県土の均衡ある発展を図っていくためには、地域の活力の担い手である若者等の定住を促進していくことが重要であり、特に産業の振興による安定した雇用及び所得を確保することが必要である。

このため、産業の振興については、地域の創意と工夫を基本にしながら、産業振興のための生産基盤の整備、流通対策の強化、担い手の育成・確保、地域経済循環の構築を図るとともに、地域の持つ自然、歴史、文化といったあらゆる資源を活かした地域づくりを通じた多様な業種の産業おこしを、ハード、ソフト両面から推進していくものとする。

また、特定地域づくり事業協同組合の設立支援に取り組むことにより、安定的な雇用環境や一定の給与水準等を確保し、地域内外の若者等呼び込むことができるようにすることで、産業の維持・活性化を図る。

(1) 農業の振興

事業名	事業内容
1 基幹水利施設ストックマネジメント事業	農業用水利施設の長寿命化対策を行う。……………日南市、えびの市
2 水質保全対策事業	硫黄山噴火により河川の水質が悪化し、農業用水が取水できなくなったことから、水質監視システムの整備や代替水源確保のための用水路整備を行う。……………えびの市
3 経営体育成基盤整備事業	ほ場の区画整理を行う。……………日南市、串間市、小林市(旧野尻町)えびの市、高原町、日向市(旧東郷町)
4 畑地帯総合整備事業	畑地かんがい施設等の整備を行う。…都城市(旧高城町)、都城市(旧高崎町)、小林市(旧野尻町)、えびの市、高原町
5 中山間地域総合整備事業(県営)	<p>農業を中心とした地域の活性化に意欲のある中山間地域を対象として、農業生産基盤や生活環境基盤の整備を総合的に実施する。 ……………美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p> <p>[実施主体：県]</p> <p>① 農業生産基盤整備事業 ○農業用排水施設整備 ○農道整備 ○ほ場整備 ○農用地開発 ○農地防災 ○客土 ○暗渠排水 ○農用地の改良又は保全</p> <p>② 農村生活環境整備事業 ○農業集落道整備 ○営農飲雑用水施設整備 ○農業集落排水施設整備 ○農業集落防災安全施設整備 ○用地整備 ○活性化施設整備 ○集落環境管理施設整備 ○交流施設基盤整備 ○情報基盤施設整備 ○市民農園等整備 ○生態系保全施設等整備 ○交換分合</p> <p><補助率> 国 55/100 県 32~30/100</p>
6 農地保全整備事業	<p>農地の浸食を防止し災害を未然に防ぐため、排水路、水兼農道の整備を行う。……………串間市</p> <p><補助率> 国 55~50/100 県 50~42.5/100</p>

7	ため池等整備事業	<p>農地への用水を供給を図り、災害を未然に防止するため、ため池や水路等の整備を行う。…………… 日南市、都城市(旧高崎町)、えびの市、木城町、都農町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p> <p><補助率> 国 55/100 県 40~35/100</p>
8	農業用河川工作物 応急対策事業	<p>治水機能の劣っている頭首工等の整備を行う。…………… 串間市</p> <p><補助率> 国 55/100 県 42/100</p>
9	多面的機能支払制 度	<p>農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動による農地や水路等の適切な保安全管理を支援。</p> <p>① 農地維持支払、資源向上支払(共同活動)、資源向上支払(長寿命化) <補助率> 国 50/100 県 25/100 [事業主体：活動組織]</p> <p>② 推進交付金 <補助率> 国 100/100</p>
10	中山間地域等直接 支払制度推進事業	<p>中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ耕作放棄を防止し、多面的機能を確保するという観点から、集落等に直接支払を実施する。</p> <p>① 中山間地域等直接支払交付金[事業主体：農業者等] <補助率> 国 1/2 県 1/4 (通常地域) 国 1/3 県 1/3 (特認地域)</p> <p>② 県推進事業[事業主体：県]</p>
11	畜産競争力強化整 備事業	<p>畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体が行う畜舎等の施設整備や家畜導入を支援することにより、生産性の向上や担い手の育成を促進し、地域の畜産の収益性向上と生産基盤の強化を図る。</p> <p>① 肉用牛施設整備 <補助率> 1/2 ② 酪農施設整備 <補助率> 1/2 ③ 養豚施設整備 <補助率> 1/2 ④ 養鶏施設整備 <補助率> 1/2</p>
12	「稼げる農」で呼 び込む中山間地域移 住定着促進事業	<p>就農モデルや研修及び移住・定着に関する受入パッケージ計画の策定を支援するとともに、新規就農者の初期整備等への支援を行う。</p>
13	みやぎの家畜防 疫強靱化事業(農場 防疫強靱化事業)	<p>市町村自衛防疫推進協議会等が実施する農場防疫の強化に資する資機材の整備を支援する。 <補助率> 1/2</p>
14	山間地域で稼げる 集落モデル構築支援 事業	<p>条件不利な山間地域の農村集落において、農作物や地域の資源を活用した新たなビジネスを創出するため、集落によるモデル構想の策定や構想実現に向けた新たな取組の実証・調査を支援するとともに、それらをサポートする体制を整備する。</p> <p>① 農村集落活性化モデル構想策定 <補助率> 定額 ② 構想実現サポート ③ 県推進事務</p>

15 鳥獣にまけない魅力ある地域づくり事業	<p>本県の野生鳥獣による農林作物被害は減少傾向にあったが、令和元年度は増加しており、依然として大きな被害が発生している状況にある。このため、集落の実態に応じてソフト・ハードを組み合わせることで総合的に支援することにより、被害の減少を図るとともに、捕獲鳥獣（ジビエ）の地域資源としての利活用等を支援することで、地域振興につながる取組を推進する。</p> <p>① 鳥獣被害防止活動推進事業 ② 鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業 ③ ジビエ活性化推進事業</p>
16 有害鳥獣捕獲促進総合対策事業	<p>市町村有害鳥獣対策協議会への支援や捕獲班員等に対する安全等に関する研修会等の実施により捕獲体制の強化を図り、有害捕獲したシカ・イノシシ及び狩猟で捕獲したシカに対して助成することで適切な捕獲を促進する。※一般の市町村を含む。</p> <p>① 有害鳥獣捕獲班活動支援事業 <補助率> 1/2 ② 野生猿特別捕獲班活動支援事業 <補助率> 1/2 ③ 有害鳥獣捕獲指導者等育成事業（県猟友会に委託） ④ シカ捕獲特別対策事業 <補助率> 1/2 ⑤ 狩猟でシカ捕獲促進事業 <補助率> 1/2</p>
17 有害鳥獣被害対策パトロール支援事業	<p>有害鳥獣のより迅速な捕獲と地域ぐるみの捕獲対策等を促進するため、市町村が実施する有害鳥獣捕獲対策指導員のパトロール活動を支援し、中山間地域の活性化を図る。※一般の市町村を含む。</p> <p><補助率> 定額</p>
18 シカ捕獲等特別対策事業	<p>シカの個体群管理のため、鳥獣保護区等での捕獲を実施し、鳥獣による農林作物等への被害軽減を目指す。※一般の市町村を含む。（認定鳥獣捕獲等事業者に委託）</p>
19 鳥獣保護区等周辺野生鳥獣管理対策事業	<p>鳥獣保護区等周辺における効果的な捕獲を促進するため、わな猟免許所持者を対象とした講習会を実施し育成を図るとともに、市町村が実施する電気柵の設置などの取組を支援する。※一般の市町村を含む。</p> <p>① 鳥獣保護区等周辺捕獲従事者育成事業 ② 鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業 電気柵等の設置 <補助率> 1/3</p>
20 狩猟免許取得促進事業	<p>狩猟免許保持者を確保するため、市町村が行う狩猟免許等の取得に必要な経費に対する助成を支援する。※一般の市町村を含む</p> <p>狩猟免許取得促進事業 <補助率> 1/3</p>
21 中山間地域就農者確保モデル事業	<p>中山間地域における農業人材確保の取組に対して支援する。</p> <p><補助率> 1/2</p>
22 経営体育成支援事業 (条件不利地域型)	<p>経営規模が小規模・零細な地域における共同利用機械・施設等の導入を支援する。</p> <p>施設等 <補助率> 1/2 農業用機械 <補助率> 1/3</p>

(2) 林業の振興

事業名	事業内容
1 林業担い手総合対策基金事業	<p>「宮崎県林業担い手対策基金」を活用して、育英資金の貸与等の「人づくり」や、経営基盤強化を図る事業者の取組支援等の「基盤づくり」、社会保険や林業退職金共済制度等の掛金助成等の「就労環境づくり」を推進する等、林業担い手の確保・育成対策を総合的に実施する。</p> <p>※一般の市町村を含む。</p> <p>① 林業後継者育英資金貸与事業 <補助率> 定額 ② 新規参入者確保相談・指導事業 ③ 森林の仕事就業定着促進事業 <補助率> 定額 ④ 就労環境対策事業 <補助率> 定額 ⑤ 林業担い手確保対策事業 ⑥ ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業 <補助率> 定額 ⑦ 労働安全確保対策事業 <補助率> 定額 ⑧ 安全・安心な林業労働対策推進事業 <補助率> 定額</p>
2 森林整備事業	<p>森林組合等が市町村の指導のもとに集団的、計画的、組織的に実施する造林事業及び森林所有者が実施する造林事業に対して補助する。</p> <p>※一般の市町村を含む。</p> <p><補助率> 国費 3/10 県費 1/10 (又は2/10)</p>
3 森林機能保全対策総合整備事業	<p>間伐等の森林整備を効率的・効果的に推進するために必要な整備及び間伐等に対し補助する。※一般の市町村を含む。</p> <p><補助率> 定額</p>
4 しいたけ等特用林産物生産体制強化事業	<p>山村地域の貴重な現金収入源となっているしいたけ等の特用林産物の生産体制の強化等に必要な施設整備に対し支援する。</p> <p><補助率> ① 生産基盤強化事業 県1/3 ② 生産技術指導員による指導 定額</p>
5 美しい景観を創出する名木等保全支援事業	<p>本県の美しい景観を創出する文化財的価値のある名木や、本県のシンボルである県木フェニックスなどを森林病虫害から守る防除措置や保全対策を支援</p> <p><補助率> 県 1 / 2 ただし、県木フェニックスの防除対策は 1 / 3</p>
6 特用林産物認証取得推進事業	<p>特用林産物に係る有機 J A S や H A C C P 等認証を取得する際の経費を支援する。</p> <p><補助率> 県 1 / 2</p>
7 日向備長炭用原木林団地化検討事業	<p>日向備長炭用原木の生育状況調査及台帳作成に係る経費を支援する。</p> <p><補助率> 県 定額</p>

(7) その他

事業名	事業内容
1 中山間地域買物・物流支援事業	中山間地域において、移動スーパーなど新たな形で買い物支援に取り組む事業者等に対して支援を行うとともに、将来的なドローン配送実現を目指すための実証実験を行う。
2 広域連携強化地域づくり推進事業	市町村域を越えた広域連携を強化するため、関係市町村や外部専門家等が参加する広域連携ワーキンググループを実施し、地域振興に係る新たな広域連携の具現化を支援する。また、地域資源ブランドにおいて市町村と連携した効果的な情報発信に取り組む。
3 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動強化推進事業	宮崎・大分両県及び関係市町等が連携し、環境保全の取組を充実させるとともに、地域の魅力を効果的に発信することにより、さらなる地域活性化を図る。
4 世界農業遺産地域活力創造事業	世界農業遺産の活用による地域経済を支える人材の確保や人材育成等の取組について、深化・高度化を図るとともに、持続可能な開発目標（SDGs）と連動した情報発信、企業との連携等に取り組み、世界農業遺産を未来に繋げていくための地域活力を創造する。 関係町村（諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）

4 地域における情報化

少子高齢化や人口減少が進行する中、過疎地域が持続的に発展していくためには、ICTをはじめとする技術革新に対応しながら、持続可能な社会を築いていく必要がある。

このため、令和3年3月に策定した「宮崎県情報化推進計画～みやざきDXプラン～」に基づき、行政や暮らし、地域産業のデジタル化を推進するとともに、情報基盤の整備やデジタル社会に対応した人材の育成に取り組む。

また、県民それぞれの立場に応じたICTリテラシーの向上に取り組む。

(1) 電気通信施設等情報化のための施設

事業名	事業内容	備考
1 携帯電話等エリア整備事業	携帯電話サービス等を利用できない過疎地等において、市町村が携帯電話等の基地局を整備する場合に、整備費用の一部を補助する。	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設の整備、交通手段の確保は、地域産業活動の活性化や地域住民の利便性の確保を図る上で重要な役割を果たすものであり、引き続き道路交通網等の重点的な整備を進め、広域的交通ネットワークの形成に努める。

また、過去に整備された道路の多くは、現在、維持・補修という新たな課題に直面していることから、それぞれの地域にふさわしい維持管理手法を検討し、安全・安心な生活を送ることができるよう適切な管理に努める。

(1) 基幹的な市町村道等の整備

事業名	事業内容				
	事業種別	路線名	幅員	延長	備考
(1) 林道 (地方創生道整備推進交付金事業)	開設	9 路線	—	19,820	
		① 岩神・大石線	5.0	2,500	五ヶ瀬町
		② 下鹿川・上鹿川線	4.0	270	延岡市(旧北方町)
		③ 長谷・児原線	5.0	500	西米良村
		④ 竹の原・諸和久線	5.0	1,000	日之影町
		⑤ 西林・神陰線	4.0	1,250	日向市(旧東郷町)
		⑥ 黒岳線	4.0	3,000	諸塚村、椎葉村
		⑦ 高千穂・日之影線	5.0	6,300	高千穂町、日之影町
		⑧ 可愛岳線	4.0	2,500	延岡市(旧北川町)
	⑨ 山神・持田線	4.0	2,500	美郷町	
	舗装	4 路線	—	12,400	
		① 長迫・小原線	5.0	2,000	美郷町(旧西郷村)
		② 小原・山神線	5.0	2,400	美郷町(旧南郷村)
		③ 黒原・媒市線	4.0	2,000	高千穂町
④ 長谷・児原線		5.0	6,000	西米良村	
(山のみち地域づくり交付金事業)	開設	2 路線	—	2,650	
		① 小川・棚倉峠線	5.0	2,500	西米良村
		② 小川・石打谷線	5.0	150	西米良村
(森林環境保全整備事業)	開設	6 路線	—	6,900	
		① 高千穂・日之影線	5.0	2,000	日之影町
		② 岩神・大石線	5.0	600	五ヶ瀬町
		③ 古枝尾・向山線	4.0	1,000	椎葉村
		④ センゲン線	4.0	1,500	日向市(旧東郷町)
		⑤ 長谷・児原線	5.0	800	西米良村
		⑥ 日出線	4.0	1,000	高千穂町

(2) 県道等の整備

事業名	事業内容				
	事業種別	路線名	幅員	延長	備考
(1) 国道 (知事管理分)	改良	1 4 工区	—	22,533	
		① 3 8 8 号 (矢立)	7.0	1,480	椎葉村
		② 3 2 7 号 (佐土の谷)	7.0	3,400	椎葉村
		③ 2 1 9 号 (小春)	7.0	1,700	西米良村
		④ 2 6 5 号 (十根川)	7.0	2,800	椎葉村
		⑤ 4 4 7 号 (真幸)	7.5	3,200	えびの市
		⑥ 5 0 3 号 (鶴野)	7.0	900	諸塚村
		⑦ 5 0 3 号 (宮之元)	7.0	363	諸塚村
		⑧ 3 2 7 号 (尾平)	7.0	2,000	椎葉村
		⑨ 4 4 8 号 (石波)	7.5	3,200	串間市
		⑩ 3 8 8 号 (舟方)	7.0	600	美郷町
		⑪ 2 1 9 号 (越野尾)	7.0	750	西米良村
		⑫ 3 3 8 号 (新屋敷)	7.0	460	美郷町
		⑬ 3 2 7 号 (切瀬)	10.5	480	日向市 (旧東郷町)
⑭ 2 1 9 号 (越野尾 二之渡)	7.0	1,200	西米良村		
(防災・安全交付金 ・交通安全事業)	歩道設置	9 工区	—	4,482	
		① 3 2 7 号 (小野田)	2.5	580	日向市 (旧東郷町)
		② 2 2 1 号 (新田)	3.5	400	都城市 (旧高崎町)
		③ 2 2 1 号 (横谷)	2.5	330	都城市 (旧高崎町)
		④ 2 1 8 号 (川水流)	2.5	700	延岡市 (旧北方町)
		⑤ 2 6 8 号 (栗須)	2.5	520	小林市 (旧野尻町)
		⑥ 2 2 1 号 (麓)	2.5	700	えびの市
		⑦ 2 2 1 号 (下麓)	2.5	700	高原町
		⑧ 4 4 8 号 (蔵元)	3.0	162	串間市
		⑨ 3 2 7 号 (小野田 2)	2.5	390	日向市 (旧東郷町)
	電線 共同溝	1 工区	—	680	
		① 2 2 2 号 (春日)	4.5	680	日南市
	付加車線	1 工区	—	1,100	
		① 3 2 5 号 (下野)	3.0	1,100	高千穂町
(人にやさしい沿道 環境整備事業)	歩道設置、 段差改善、 通学路等 交通安全 対策	国道 2 2 1 号他	—	—	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

(2) 県道 (改良)	改良		m	m	
		30工区	—	39,808	
		① 小川越野尾線(小川・越野尾)	7.0	5,000	西米良村
		② 北方南郷線(秋山)	7.0	1,500	串間市
		③ 都城野尻線(椎屋)	7.25	1,700	都城市(旧高崎町)
		④ 東郷西都線(松尾)	7.0	1,800	木城町
		⑤ 東郷西都線(松尾ダム)	7.0	2,300	木城町
		⑥ 竹田五ヶ瀬線(波帰之瀬)	7.0	1,400	五ヶ瀬町
		⑦ 北方北郷線(川水流橋)	6.5	440	延岡市(旧北方町)
		⑧ 都井西方線(港)	7.5	1,320	串間市
		⑨ 元狩倉日南線(山本)	7.25	400	日南市
		⑩ 北方南郷線(大牟礼)	7.0	600	日南市
		⑪ 北方南郷線(潟上)	7.0	700	日南市
		⑫ 仏坂大堂津線(細田)	7.5	800	日南市
		⑬ 京町小林線(京町)	7.5	800	えびの市
		⑭ えびの高原京町線(末永)	7.0	2,800	えびの市
		⑮ 上椎葉湯前線(六弥太)	5.0	660	椎葉村
		⑯ 上祝子川綱ノ瀬線(下鹿川)	5.0	2,100	延岡市(旧北方町)
		⑰ 宮崎須木線(小野)	7.0	2,500	小林市(旧須木村)
		⑱ 奈佐木高岡線(猪之口)	7.0	500	小林市(旧須木村)
		⑲ 有水高原線(中尾)	7.25	600	高原町
		⑳ 酒谷榎原線(種子田)	7.5	500	日南市
		㉑ 竹田五ヶ瀬線(土生)	7.0	800	五ヶ瀬町
		㉒ 竹田五ヶ瀬線(夕塩)	7.0	1,300	高千穂町
		㉓ 諸塚高千穂線(赤仁田)	5.0	1,688	高千穂町
		㉔ 日之影宇目線(赤石)	7.0	600	日之影町
		㉕ 京町小林線(京町)	6.0	800	えびの市
		㉖ 坂上小林線(三椏)	5.0	3,500	延岡市
		㉗ 高千穂峰狭野線(狭野)	9.25	300	高原町
		㉘ 宮崎北郷線(山仮屋)	7.0	400	日南市
		㉙ 市木串間線(牧内)	7.0	1,000	串間市
		㉚ 北川北浦線(三川内)	7.0	1,000	延岡市
(防災・安全交付金 ・交通安全事業)	歩道設置	3工区	—	1,040	
		① 元狩倉日南線(飢肥)	2.5	500	日南市
		② 高鍋美々津線(都南橋)	2.0	140	都農町
		③ 元狩倉日南線(飢肥2)	2.5	400	日南市
	側道橋	1工区	—	82	
		① 下野鹿狩戸線(岩戸3)	2.0	82	高千穂町
(人にやさしい沿道 環境整備事業)	歩道設置、 段差改善、 通学路等 交通安全 対策	都城北郷線他	—	—	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

(3) 交通手段の確保対策

事業名	事業内容	備考
1 地方バス路線等運行維持対策事業（地域間幹線系統確保維持費補助金）（車両減価償却費等補助金）（広域的バス路線運行費補助金）	広域的・幹線的路線を運行するバス事業者を支援し、地域住民の生活に必要な路線の維持を図る。	
2 持続可能な地域交通ネットワーク最適化支援等事業	地域交通ネットワークの最適化等を図る取組に対する補助を行う。	
3 中山間地域移動手段確保支援事業	中山間地域の交通弱者に対応するため、地域住民主導で実施する自家用有償旅客運送等の導入等の導入検討を支援することで、交通空白地の移動手段確保を支援する。	延岡市、串間市

6 生活環境の整備

生活環境の整備については、住民生活の安全・安心の基盤になるものとして不可欠な分野であるため、水道、下水道等の水洗化施設、公営住宅等の生活環境を整備し、都市にはないゆとりをもった居住の場としての魅力を一層高める施策を推進する。

広域的な処理を必要とする一般廃棄物処理施設については、広域的な市町村圏単位の取組を一層推進し、水道や生活排水処理については地域の実態に応じた整備を積極的に進める。

また、土砂災害等自然災害防止対策に努めるとともに、効果的かつ効率的な消防救急施設の整備に努める。

さらに、生活環境整備を進めるに当たっては、水源のかん養等の公益的機能を有する貴重な自然環境・景観の保全に努めることとする。

(1) その他（防災対策）

事業名	事業内容	備考
1 保安林整備事業	保安林の改良・保育を行い、水源かん養や災害の防止等保安林の機能強化を図る。	延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
2 山地治山事業	山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山ダム、土留工等の治山施設の整備や森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地の復旧整備を図り、県民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養機能の高度発揮や、安全で安心できる生活環境の保全・形成を図る。	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
3 地すべり防止事業	地すべり等防止法の規定に基づき、地すべり防止区域内の地すべりを防止し、地域の安全の確保に努める。	延岡市、西米良村、諸塚村
4 地すべり対策事業	地すべり等防止法の規定に基づき、地すべり防止区域内の地すべりを防止し、地域の安全の確保に努める。	日南市、椎葉村
5 砂防事業	土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守る。	延岡市（旧北方町、旧北浦町、旧北川町）、日南市、小林市（旧須木村）日向市（旧東郷町）串間市、えびの市、美郷町、都農町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

6 急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保全する。	延岡市（旧北川町、旧北方町）、日南市 小林市（旧野尻町） 串間市、えびの市 西米良村、諸塚村 椎葉村、美郷町 高千穂町、五ヶ瀬町
7 漁港施設機能強化事業	地震・津波や波高増大等に対して、防波堤など漁港施設の機能強化を図る。	延岡市（旧北浦町） 日南市、串間市
8 広域河川改修事業	① 広渡川（L=3.0km、掘削、築堤、護岸） ② 酒谷川（L=1.0km、掘削、築堤、護岸） ③ 耳川（L=0.6km、掘削、築堤、護岸）	日南市 日南市 日向市（旧東郷町）
9 大規模特定河川事業	① 耳川（L=0.16km） ② 広渡川（L=5,000m、掘削） ③ 戸高川（L=800m、掘削、護岸、橋梁）	日向市（旧東郷町） 日南市 日南市
10 港湾改修事業	防波堤を整備することにより、港内の波を穏やかにし、物流機能の確保を図る。	日南市
11 高潮対策事業	L1 津波から県民の生命や財産を防護するために、海岸保全施設を整備する。	日南市
12 津波対策緊急事業	L1 津波から県民の生命や財産を防護するために、海岸保全施設を整備する。	延岡市（旧北浦町）
13 土地利用一体型水防災事業	① 耳川（L=0.2km、輪中堤、宅地嵩上げ）	日向市（旧東郷町）
14 総合流域防災事業	① 天神川（L=0.5km、掘削、築堤、護岸） ② 神代川（L=0.7km、護岸、橋梁） ③ 情報基盤整備（水位局更新、水位局浸水・停電対策、危機管理型水位計設置、簡易型河川監視カメラ設置、河川監視カメラ設置）	串間市 高千穂町 県内一円 （一般の市町村を含む）
15 地震・高潮対策河川事業	① 風田川（液状化対策、堤防嵩上） ② 福島川（液状化対策、樋門改修等）	日南市 串間市
16 堰堤改良事業	① 日南ダム（ダム管理施設更新） ② 綾北ダム（ダム管理施設更新） ③ 松尾ダム（ダム管理施設更新）	日南市 小林市（旧須木村） 木城町

<p>17 橋梁・トンネル 補修事業</p>	<p>長寿命化修繕計画に定められた計画的な定期点検やその結果に基づく補修・補強工事を行い、地域の安全・安心の確保に努める。</p>	<p>都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p>
<p>18 道路防災事業</p>	<p>災害時における道路機能の確保及び集落の孤立化を防止するため、落石対策や法面崩壊対策などの道路防災対策を推進する。</p>	<p>都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p>

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

過疎地域においては、高齢化率が41.2%（令和2月10月）となるなど、高齢化が一層進展している。このため、活力ある地域社会を維持していくためには、地域社会の重要な担い手である高齢者が生涯を通じて健康な生活を送り、できる限り要支援・要介護状態になることを防止するとともに、高齢者自らが積極的に自分の能力を発揮し、社会への貢献が実感でき、健康で生きがいを持って暮らせる社会の実現を促進する必要がある。

また、何らかの支援や介護を要する高齢者が増加しており、地域社会全体で支えることが重要となっている。

このため、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリーの地域づくりを推進するとともに、令和3年3月に策定した「第九次宮崎県高齢者保健福祉計画・第八期宮崎県介護保険事業支援計画・第一次宮崎県認知症施策推進計画」（以下「宮崎県高齢者保健福祉計画」という。）に基づき、高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう在宅医療と介護の連携等に重点を置いた「地域包括ケア」の推進や、認知症高齢者支援策の充実に取り組む。

一方、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境も変化する中で、結婚や子どもを生ま育てる希望を持つ全ての人々の希望が叶えられるとともに、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境づくりを図る必要がある。

このため、「市町村母子保健計画」に基づく地域の母子保健サービスを支援するとともに、「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」に基づき、地域の実情に応じた子育て支援策を総合的、計画的に推進していく。

(1) その他

事業名	事業内容	備考
1 みやざき地域見守り応援隊	県民の日常生活に密着した事業を行っている民間事業者の協力を得て、民間事業者だからこそできる地域での見守り活動を実施する。	

8 医療の確保

過疎地域の医療需要は、高齢化等に伴い増大・多様化すると見込まれるが、過疎地域においては、非過疎地域に比べ新たな医師や医療施設の確保等は困難な状況にあり、広域的な医療圏域のもとで機能を分担しながら医療の確保を図っていく必要がある。

このため、宮崎大学や県医師会、市町村等と連携を図りながら医師の確保、養成に努めるとともに、市町村による保健活動の強化や巡回診療の計画的実施及び患者搬送体制の確立に努める。

(1) その他

事業名	事業内容
1 中山間地域の持続可能な医療体制構築推進事業	① 無医地区巡回診療事業 県内無医地区住民に対する医療を確保する。 ② 無歯科医地区巡回診療事業 無歯科医地区住民に対する医療を確保する。
2 自治医科大学運営費負担事業	全国の都道府県が共同して設立した自治医科大学の運営に要する経費を負担（本県出身医学生の授業料等）する。
3 医師研修事業	へき地勤務医師の知識や技術の向上を図るために、研修に派遣する。
4 医学生地域医療ガイダンス事業	県内出身等の医学生を対象として、へき地等での医療実習体験を実施する。
5 へき地医療支援機構運営事業	本県におけるへき地医療対策をより円滑かつ効率的に実施するため、「へき地医療支援計画策定等会議」を開催する。
6 医師修学資金貸与事業	県が指定する医療機関で勤務することを条件に、医学生に対して修学資金を貸与する。
7 医師確保対策推進協議会運営事業	県と市町村で設立した「医師確保対策推進協議会」において、県と市町村が一体となった医師確保に係る様々な取組を行う。

9 教育の振興

学校教育においては、児童生徒数が減少し、学校規模も小規模化しているが、過疎地域の持続的発展のためには、教育水準を維持向上させることが重要である。

このため、学校施設・設備の整備、遠距離通学への支援、教職員の適正配置と資質の向上等に努めるとともに、時代の流れに対応した教育内容の充実や指導方法の改善を図る。

また、社会教育、生涯スポーツ推進の観点から住民ニーズを踏まえながら施設の整備に努め、学校教育と社会教育の連携に配慮しながら社会教育・社会体育指導者の育成等指導体制の充実を図る。

さらに、過疎地域の学校が、親密な人間関係による連帯感や、豊かな自然や伝統文化、小規模校としてのメリットなどを過疎地域の力として捉え、学校と家庭・地域がより連携・協働し、地域の魅力を生かした特色ある多様な教育活動を展開し、地域を誇りに思い、自らの自信の拠り所とする教育を推進する必要がある。

(1) 学校教育関連施設（その他：奨学制度の充実等）

事業名	事業内容
1 高等学校地区生徒寮運営	へき地等学校及び遠隔地出身の生徒のための高等学校地区生徒寮（6寮）の運営の充実に努め、修学に適した生活の場を提供するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。
2 育英資金貸与事業貸付金	経済的理由により大学、高等学校等での修学が困難な者に対して奨学金を貸与する一般育英資金及びへき地等出身の高校生等を対象としたへき地育英資金の充実を図る。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設等

事業名	事業内容
1 新生涯学習総合情報提供システム「みやざき学び応援ネット」	多様化する県民の学習ニーズに応え、県民が必要とする生涯学習に関する情報をどの地域に住んでいても幅広くかつ迅速に入手することができるよう生涯学習情報を提供し、県民の生涯学習活動を支援する。
2 「読書県みやざき」を目指した総合推進事業	県立図書館や学校、家庭、地域等との連携による事業を展開し、子どもから大人まで「県民誰もが生涯にわたって読書に親しむみやざき」の具体化を図る。

10 集落の整備

過疎地域が持続的に発展していくためには、その基本的単位である集落の維持・活性化の促進が必要である。集落の維持・活性化に当たっては、住民自身が集落の現状と課題をしっかりと把握し、将来人口の見通しや地域課題を踏まえた話し合い等を行い、住民が主体的に集落づくりに取り組むことが重要である。

このため、本県では、地域や市町村等と連携しながら、「宮崎ひなた生活圏づくり」の推進などにより、集落の維持・活性化を図ることとする。

(1) その他

事業名	事業内容
1 集落活性化・連携等促進事業	集落が将来に備えて、課題解決に向けた新たな取組の実施につなげていくため、集落活性化の専門家による講演や県内外の先進的な取組事例の紹介、集落同士のネットワークづくりを行う研修交流会を開催する。
2 外部人材活用による集落活動支援事業	中山間地域の集落等からの派遣依頼に応じてボランティアを派遣し、中山間地域における集落活動の維持・存続を支援するとともに、集落外との交流・連携の仕組みづくりを推進することで、持続可能な中山間地域の集落運営を支援する。
3 「宮崎ひなた生活圏づくり」地域の絆ステップアップ事業	宮崎ひなた生活圏づくりを促進するための地域ワークショップへの支援及び課題解決のための支援を行う。

11 地域文化の振興等

地域固有の文化資源の価値を見つめ直し、現在の生活の中で継承し発展させていくことや、文化活動の活性化と交流により新しい地域文化の創造を推進していくことが、個性的で魅力ある地域づくりをさらに進展させることとなり、このことが過疎化に歯止めをかける大きな要因の一つとなる。

このため、文化施設における事業の充実や芸術文化の鑑賞・発表機会の拡充など文化活動を促進するための環境整備を図る。また、過疎地域に多く残されている文化財等の保存と活用を促進するとともに、情報発信に取り組み、これらを自ら守ろうとする機運を醸成することにより、ふるさとの魅力ある文化として地域づくりや観光振興に役立てていく。

(1) その他

事業名	事業内容
1 文化鑑賞機会の提供	<p>① 芸術文化発信事業（県立芸術劇場費－県民文化振興事業） 劇場まで足を運ぶことが難しい方や、宮崎県の未来を担う子どもたちに舞台芸術を届けることを目的に、県内市町村、公立文化施設、学校等と連携し、県内各地で公演やワークショップなどのアウトリーチ活動を行う。</p> <p>② 地域とつながる高等学校文化芸術体験プログラム事業 主として高校生を対象としたハイレベルな芸術鑑賞事業を展開することにより、生徒が生涯にわたって芸術文化に親しみ、豊かな心を育むことを目指す。近隣中学校に合同鑑賞を呼びかけたり、地域の方々を招いてアウトリーチ活動へと展開するなど、県立学校が実施拠点として地域活性化を含む芸術文化振興の新たな価値を創出していく。 ・プロフェッショナル・コンサート（音楽等公演） ・日本のこころに親しむ（古典芸能公演）</p> <p>③ 移動鑑賞教室 県立美術館から遠隔地の児童・生徒に対して、県立美術館の収蔵作品等を紹介するオリジナル映像番組等の鑑賞機会を提供し、子ども達の美術各品や県立美術館への興味関心を高める。</p> <p>④ 「旅する美術館・わくわくアート」（タビビ） 県民が気軽に本物の美術作品を鑑賞できる機会や美術作家との交流等をさらに促進するため、「ワクワクアート アーティストがやってきた！」と「旅する美術館・みんなでアート」（タビビ）の2つを統合した事業を実施する。 中山間地を中心に当館所蔵作品による展覧会を開催するとともに、複合的にアウトリーチ活動を展開することで、県民が多様な美術・文化に親しむ機会の一層の充実と地域の文化振興に寄与する。</p>
2 文化財等の保存	<p>① 神話の源流みやざき「語り部」養成・活用推進事業 これまで養成した神話・伝承等の「語り部」の資質向上を図り、国文祭・芸文祭に向けた語りの場を拡充することで、多くの県民に「神話の源流みやざき」の価値ある言語文化に関心を持っていただくとともに、未来への継承に向けて「語り部」の活用を推進する。</p>

② デジタルミュージアム構築事業

県内の文化や歴史に関する情報を、デジタル化し、一元的なデータ整理・管理を行うとともに、インターネットにより広く地域や時間に偏りなく情報を提供する

③ みやざきの民俗芸能保存継承事業

県内の神楽保存会のネットワーク構築や消滅の危機に瀕している神楽以外の民俗芸能に関する調査研究に取り組むことにより、神楽をはじめとする本県の民俗芸能の保存継承とともに、神楽のユネスコ無形文化遺産の早期登録を目指した取組の強化を図る。

④ 文化財保存整備補助

国指定の重要文化財等の大規模修繕等に要する経費のうち、国庫補助分を差し引いた額を対象に補助を行い、文化財の所有者又は管理団体の経費負担の軽減を図り、重要な文化財を後世に確実に伝承させることを目的とする。

⑤ 埋蔵文化財緊急調査補助

市町村が行う緊急調査(農業基盤整備や個人住宅等に伴う発掘調査等)に対する補助。県費補助率については、事業費から国庫補助額(事業費の2分の1)を除いた額に対し、当該年度の前々年度の財政力指数が0.4を超える市町村は5分の2、それ以外は2分の1としている。

⑥ みんなで支え未来に繋げるみやざきの「宝」継承事業

日向神話を題材とした漫画本を制作するとともに、神楽に関わる地域リーダーを育成する研修会や子ども神楽を発表する場を提供するほか、神楽を支援する企業等を認定し、多様な主体が神楽を支える仕組みづくりを進める。また、県外で神楽公演を開催するとともに、移住希望者等を対象とした夜神楽鑑賞ツアーを実施する。

⑦ 「神話の源流みやざき」記紀の文化資源活用推進事業

神話・伝承、史跡や神楽など本県の「宝」である記紀ゆかりの文化資源を新たな時代における人づくりや地域活性化に最大限活用する観点から、県内外で神話や神楽の講座等を実施するとともに、市町村が神話や神楽を活用して関係人口の創出に取り組む事業に対して補助を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

過疎地域の持続的発展のためには、エネルギーの安定供給の確保、環境負荷の軽減、地域内の経済循環が重要であることから、景観や自然環境に配慮しつつ、地域と共生できる再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

(1) 再生可能エネルギー利用施設

事業名	事業内容
1 小水力発電等農村地域導入支援事業	農業用水を利用した小水力発電等の施設整備や導入に必要な可能性調査等の支援を行うことにより、低炭素・循環型社会の実現と過疎化・高齢化の進む農村地域の活性化を図る。

(2) その他

事業名	事業内容
1 木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業	再造林が確実に実施される箇所において、林地残材等木質バイオマス資源の収集運搬や風倒等被害木の整理搬出に係る取組を支援し、循環型林業の確立及び地域の活性化を図る。

宮崎県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

発行 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

T E L 0985-26-7036

F A X 0985-26-7353

E-mail chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp

< 中山間地域の情報発信サイト 「宮崎中山間ネット」 >

宮崎中山間ネット

検索

